

帯広市ばんえい競馬公正確保対策委員会（要綱）

（趣旨）

第 1 条 帯広市が主催するばんえい競馬に関し、その公正を確保するための対策を協議するため、帯広市ばんえい競馬公正確保対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、競馬の公正を確保するために必要な諸対策について広く協議し、その成案について市長に報告するものとする。

（構成）

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) ばんえい振興室長
- (2) ばんえい振興室次長
- (3) 一般社団法人ばんえい競馬馬主協会会長
- (4) 一般社団法人ばんえい競馬馬主協会副会長
- (5) ばんえい十勝調教師会会長
- (6) ばんえい十勝調教師会副会長
- (7) ばんえい十勝騎手会会長
- (8) ばんえい十勝騎手会副会長
- (9) 地方競馬全国協会公正部長
- (10) 公益財団法人競馬保安協会札幌分室長
- (11) 競馬の実施に関し、知識経験を有する者

（委員長）

第 4 条 委員長は、前条第 1 号から第 10 号までに掲げる者のうちから委員の互選により選出する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が委員長の職務を代理する。

（委員会の開催）

第 5 条 委員会は、必要に応じ開催するものとし、委員長が招集する。

（事務局）

第 6 条 委員会の事務局は、農政部ばんえい振興室内に置く。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。